

内閣府担当官 殿

平成17年5月25日

警 察 庁

資料提出依頼について（回答）

- 1 「①犯罪被害者等が受けた再被害の統計」について
当庁ではこのような統計は持ち合わせていない。
- 2 「②犯罪被害者等が保護、捜査、公判等の過程において受けた新たな精神的被害（いわゆる二次被害）の実情についての調査結果」について
別添のとおり。

1 基本法第15条関係（安全の確保）

- ② 刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
- ③ 加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用のシェルターの確保
- ④ 再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実
- ⑤ その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

（②について）

事件広報における被害者の氏名の「実名発表」、「匿名発表」についての一般的判断基準はないが、「実名発表」をする場合にはプライバシーの問題などがある中、発表することにこれらの問題を上回る公益性があるかどうかを勘案し、個別具体的ケースに応じて各都道府県警察が判断しているものと承知している。

被害者の方々の中には、プライバシー等を理由に「匿名発表」を望む意見があることは承知しているが、他方、マスコミからは「報道の自由」「国民の知る権利」を理由に、「実名発表」に対する強い要望があるところ。

警察としては、これらの事情を総合的に勘案しつつ、個別、具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮して参りたい。

（③について）

現在、配偶者からの暴力の被害者や人身取引の被害者については、必要に応じて婦人相談所等で一時保護がなされているが、警察も保護が必要と認められた被害者については、婦人相談所等へ引継ぎを行っている。

また、虐待を受けている被害児童についても、児童相談所等へ通告するなど、関係機関と連携した適切な保護に努めている。

なお、警察が、中長期に亘って犯罪被害者等の方々が避難できるような専用シェルターを確保することは、困難な面もあるが、被害者等に（再び）危害が加えられる蓋然性が高いと認められるような場合には、所要の警戒措置や緊急通報装置の貸出し等の防犯措置を実施しているほか、被害者の安全が確保される施設の教示と管理者への協力依頼を行うなど、被害者の安全確保に努めているところ。

（④について）

犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することは、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であると認識している。

警察では、平成13年に「再被害防止要綱」を制定し、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を、「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施し、円滑な再被害防止の措置に努めるとともに、再被害を防止する上で必要があるときは、法務関係機関から加害者の釈放等に関する情報の通報を受ける制度を設けるなど連携を図っているところ。

(⑤について)

警察では、「再被害防止要綱」等に基づく防犯指導及び警戒措置等を実施しているほか、少年犯罪の場合は、学校等の関係機関との通報連絡体制の確立、加害少年やその保護者に対する指導など、事案に応じた措置を講じている。

また、再被害のおそれのある被害者等に対して、防犯指導や所要の警戒措置、緊急通報装置の貸出し等様々な再被害防止の措置を講じているところ。

2 基本法第19条関係（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

- ① 関係職員への研修の充実
- ② 関係職員の対応・施設の改善

（①について）

警察では、

- 採用時には、地域警察官に必要な被害者対策の基本と心構え等
- 巡査部長・警部補任用時には、捜査員として必要な被害者への対応の在り方
- 警部・警視を対象に、指揮官として必要な被害者対策の考え方や各種施策の推進方策

等、各階級の役割に応じた被害者対策に関する必要な項目を教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者には、個別に被害者対策に関する特別の教育、研修を実施している。

また、有識者や犯罪被害者等を招請して特別講演を実施したり、被害者支援シンポジウムや被害者対策に関する部外研修会に参加するなど、各種機会を通じた職員教育にも努めているところ、今後とも、職員への教育・研修の充実を図る所存。

（②について）

職員の言動・応接が被害者等の心理状況に与える影響は大きいことから、警察では、上記①の教育・研修のほか、職場の教育として、被害者又は遺族や民間ボランティアの方々等を招請しての講演会を行うなどして、これらの方々の生の声を聞き、被害者の立場、心情等をより一層理解するための教育を推進しているほか、警察本部の被害者対策室の担当者が警察署等に出向いて巡回教育を行ったり、被害者支援に従事した職員の体験記をとりまとめて警察署等に配布し、職場での教育に活用するなど、被害者支援の重要性を常に認識させるための教育を行っている。

また、施設に関しては、被害者等に安心して事情聴取に応じてもらえるよう、その心情に配慮し、かつ、プライバシーが保たれた「被害者専用の事情聴取室」の整備を図ったほか、警察施設に立ち寄ること自体に抵抗を感じる被害者等もいることから、このような方にも安心して事情聴取に応じてもらえるよう「被害者対策用車両」の整備を進めている。

今後とも、被害者等の精神的負担の軽減に資するため、職員の対応の改善や施設等の整備を進めて参りたい。

【警察庁】

② 被害者等が保護、捜査、公判等の過程において受けた新たな精神的被害（いわゆる二次的被害）の実情についての調査結果

1 事件直後の精神状態等

事件直後の被害者の精神状態・感情は、「驚いた、信じられないと思った」（８６．９％：「少しあった」と「非常にあった」の合計。以下同じ。）、「不安だった」（８４．１％）、「運が悪いと思った」（８６．３％）、「誰かにそばにいてほしかった」（５３．２％）の順に高い回答であった。

1：事件直後の精神状態や感情（全体）

	合計	全くなかった	あまりなかった	どちらともいえない	少しあった	非常にあった	なかった	あった	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
不安だった	728	4.0	6.3	5.6	17.3	66.8	10.3	84.1	124
恥ずかしかった	702	32.6	13.0	13.7	22.5	18.2	45.6	40.7	150
誰かにそばにいてほしかった	709	19.6	11.6	15.7	15.1	38.1	31.2	53.2	143
自分を責めた	713	25.0	12.8	13.5	25.2	23.6	37.8	48.8	139
運が悪いと思った	712	9.4	5.9	16.4	25.7	42.6	15.3	68.3	140
人に会いたくなくなった	709	33.4	16.6	15.9	14.5	19.5	50.0	34.0	143
どこかにいてしまいたいと思った	707	50.6	12.0	11.7	9.5	16.1	62.6	25.6	145
驚いた、信じられないと思った	751	4.3	2.8	6.0	17.0	69.9	7.1	86.9	101
妙に自分が冷静だと思った	714	17.8	12.3	33.6	20.6	15.7	30.1	36.3	138
痛みや感情を感じなかった	705	25.1	11.8	24.0	15.3	23.8	36.9	39.1	147

2 二次的被害の状況

(1) 全般的な傾向

被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的なショックや経済的影響を受けている。また、その後の刑事手続の過程や周囲からの不利益、不快な対応等により、傷つく場合もある。（こういった出来事を「二次的被害」という。）

次の図表２－１に示すとおり、被害者等の全般的傾向として、事件後に起きた出来事について、「転居した」及び「職場で配置転換があった」を除く全ての項目で、被害者等の６割以上がそれを被害の一部、つまり、二次的被害と感じている。

この結果は、被害者等がそれぞれ異なった状況下で経験しているにも関わらず、これらの出来事が、いずれも更なる被害として認識されていることに注目する必要がある。

このうち「精神的ショックを受けた（９４．０％：「被害の一部であると少し思う」と「被害の一部であると非常に強く思う」の合計。以下同じ。）、「身体の不調をきた

した」(88.3%)、「生活が苦しくなった」(80.6%)、「治療費などで経済的な負担がかかった」(80.1%)で高い割合を示している。

そして、「警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」については、73.3%であり、15の選択項目中7番目に多い割合である。

2-1: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識(全体)

		事実の有無				事実に対する認識					(再掲)		無回答	
		合計	事実はあった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない (1)	被害の一部とはあまり思わない (2)	どちらとも言えない (3)	被害の一部であると思う (4)	被害の一部であると非常に強く思う (5)	被害とは思わない (1)+(2)		被害と思う (4)+(5)
近所の人や通行人に変な目で見られた	N %	713 100.0	249 34.9	464 65.1	139	214 100.0	39 18.2	13 6.1	18 8.4	59 27.6	85 39.7	52 24.3	144 67.3	35
転居した	N %	689 100.0	112 16.3	577 83.7	163	99 100.0	37 37.4	6 6.1	8 8.1	7 7.1	41 41.4	43 43.4	48 48.5	13
職場で配置転換があった	N %	664 100.0	71 10.7	593 89.3	188	66 100.0	29 43.9	5 7.6	8 12.1	6 9.1	18 27.3	34 51.5	24 36.4	5
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N %	693 100.0	243 35.1	450 64.9	159	215 100.0	30 14.0	5 2.3	9 4.2	34 15.8	137 63.7	35 16.3	171 79.5	28
精神的ショックを受けた	N %	740 100.0	654 88.4	86 11.6	112	530 100.0	21 4.0	5 0.9	6 1.1	108 20.4	390 73.6	26 4.9	498 94.0	124
家族のまとまりが乱れた	N %	691 100.0	159 23.0	532 77.0	161	135 100.0	25 18.5	5 3.7	8 5.9	36 26.7	61 45.2	30 22.2	97 71.9	24
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N %	689 100.0	170 24.7	519 75.3	163	150 100.0	27 18.0	12 8.0	12 8.0	46 30.7	53 35.3	39 26.0	99 66.0	20
身体の不調をきたした	N %	705 100.0	387 54.9	318 45.1	147	316 100.0	26 8.2	3 0.9	8 2.5	66 20.9	213 67.4	29 9.2	279 88.3	71
生活が苦しくなった	N %	700 100.0	232 33.1	468 66.9	152	191 100.0	21 11.0	8 4.2	8 4.2	40 20.9	114 59.7	29 15.2	154 80.6	41
治療費などで経済的な負担がかかった	N %	693 100.0	217 31.3	476 68.7	159	181 100.0	22 12.2	7 3.9	7 3.9	29 16.0	116 64.1	29 16.0	145 80.1	36
マスコミから取材や報道を受けた	N %	703 100.0	204 29.0	499 71.0	149	169 100.0	34 20.1	8 4.7	12 7.1	21 12.4	94 55.6	42 24.9	115 68.0	35
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N %	706 100.0	214 30.3	492 69.7	146	177 100.0	30 16.9	11 6.2	17 9.6	21 11.9	98 55.4	41 23.2	119 67.2	37
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	748 100.0	667 89.2	81 10.8	104	506 100.0	52 10.3	35 6.9	48 9.5	127 25.1	244 48.2	87 17.2	371 73.3	161
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	714 100.0	376 52.7	338 47.3	138	301 100.0	38 12.6	13 4.3	28 9.3	55 18.3	167 55.5	51 16.9	222 73.8	75
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N %	702 100.0	183 26.1	519 73.9	150	143 100.0	31 21.7	6 4.2	14 9.8	18 12.6	74 51.7	37 25.9	92 64.3	40

(2) 被害者遺族

被害者遺族の場合は、図表2-2に示すとおり、選択項目の出来事を二次的被害と思うと回答した者の割合は、「職場で配置転換があった」を除くすべての項目で7割を越えている。

これを高い割合の項目順から、「精神的ショックを受けた」(94.7%)、「身体の不調をきたした」(93.5%)、「家族のまとまりが乱れた」(88.9%)、「生活が苦しくなった」(87.9%)、「仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった」(85.5%)、「マスコミから取材や報道を受けた」(83.0%)となっている。

そして、その次に、「警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(80.9%)となっている。

2-2: 事件件後の出来事及びそれに対する被害認識 (被害者遺族)

		事実の有無				事実に対する認識							(再掲)		無回答
		合計	事実はあった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない (1)	被害の一部とはあまり思わない (2)	どちらとも言えない (3)	被害の一部であると思う (4)	被害の一部であると思うが非常に強い (5)	被害とは思わない (1)+(2)	被害と思う (4)+(5)		
近所の人や通行人に変な目で見られた	N	184	97	87	29	84	7	3	9	20	45	10	65	13	
	%	100.0	52.7	47.3		100.0	8.3	3.6	10.7	23.8	53.6	11.9	77.4		
転居した	N	170	43	127	43	36	4	1	3	3	25	5	28	7	
	%	100.0	25.3	74.7		100.0	11.1	2.8	8.3	8.3	69.4	13.9	77.7		
職場で配置転換があった	N	155	18	137	58	17	5	1	3	2	6	6	8	3	
	%	100.0	11.6	88.4		100.0	29.4	5.9	17.6	11.8	35.3	35.3	47.1		
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N	169	75	94	44	69	5	1	4	13	46	6	59	6	
	%	100.0	44.4	55.6		100.0	7.2	1.4	5.8	18.8	66.7	8.6	85.5		
精神的ショックを受けた	N	191	187	4	22	151	7	0	1	12	131	7	143	36	
	%	100.0	97.9	2.1		100.0	4.6	0.0	0.7	7.9	86.8	4.6	94.7		
家族のまとまりが乱れた	N	172	64	108	41	54	3	1	2	12	36	4	48	10	
	%	100.0	37.2	62.8		100.0	5.6	1.9	3.7	22.2	66.7	7.5	88.9		
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N	168	57	111	45	52	3	4	5	17	23	7	40	5	
	%	100.0	33.9	66.1		100.0	5.8	7.7	9.6	32.7	44.2	13.5	76.9		
身体の不調をきたした	N	175	129	46	38	108	3	0	4	21	80	3	101	21	
	%	100.0	73.7	26.3		100.0	2.8	0.0	3.7	19.4	74.1	2.8	93.5		
生活が苦しくなった	N	177	81	96	36	66	1	1	6	17	41	2	58	15	
	%	100.0	45.8	54.2		100.0	1.5	1.5	9.1	25.8	62.1	3.0	87.9		
治療費などで経済的な負担がかかった	N	170	50	120	43	38	2	1	5	6	24	3	30	12	
	%	100.0	29.4	70.6		100.0	5.3	2.6	13.2	15.8	63.2	7.9	79.0		
マスコミから取材や報道を受けた	N	183	108	75	30	88	5	2	8	8	65	7	73	20	
	%	100.0	59.0	41.0		100.0	5.7	2.3	9.1	9.1	73.9	8.0	83.0		
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N	183	67	116	30	54	5	3	5	5	36	8	41	13	
	%	100.0	36.6	63.4		100.0	9.3	5.6	9.3	9.3	66.7	14.9	76.0		
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N	193	178	15	20	136	10	5	11	26	84	15	110	42	
	%	100.0	92.2	7.8		100.0	7.4	3.7	8.1	19.1	61.8	11.1	80.9		
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N	182	132	50	31	102	13	4	9	16	60	17	76	30	
	%	100.0	72.5	27.5		100.0	12.7	3.9	8.8	15.7	58.8	16.6	74.5		
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N	179	75	104	34	59	6	2	5	10	36	8	46	16	
	%	100.0	41.9	58.1		100.0	10.2	3.4	8.5	16.9	61.0	13.6	77.9		

(3) 身体犯被害者

身体犯被害者の場合、図表2-3に示すとおり、選択項目の出来事を二次的被害と感じたと回答した者の割合は、「転居した」及び「職場で配置転換があった」を除くすべての項目で6割を越えている。

特に、高い項目は、「精神的ショックを受けた」(93.4%)、「治療費などで経済的な負担がかかった」(88.8%)、「身体の不調をきたした」(88.7%)、「仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった」(83.3%)となっている。

その次に、捜査過程に伴うものが挙げられており、「検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(79.0%)、「警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(76.2%)となっている。

2-3: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (身体犯被害者)

		事実の有無				事実に対する認識						(再掲)		無回答
		合計	事実があった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない (1)	被害の一部とはあまり思わない (2)	どちらとも言えない (3)	被害の一部であると思う (4)	被害の一部であると非常に強く思う (5)	被害とは思わない (1)+(2)	被害と思う (4)+(5)	
近所の人や通行人に変な目で見られた	N %	187 100.0	67 35.8	120 64.2	37	55 100.0	11 20.0	5 9.1	2 3.6	20 36.4	17 30.9	16 29.1	37 67.3	12
転居した	N %	184 100.0	21 11.4	163 88.6	40	21 100.0	13 61.9	2 9.5	1 4.8	2 9.5	3 14.3	15 71.4	5 23.8	0
職場で配置転換があった	N %	180 100.0	26 14.4	154 85.6	44	25 100.0	9 36.0	2 8.0	3 12.0	4 16.0	7 28.0	11 44.0	11 44.0	1
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N %	192 100.0	98 51.0	94 49.0	32	84 100.0	9 10.7	2 2.4	3 3.6	10 11.9	60 71.4	11 13.1	70 83.3	14
精神的ショックを受けた	N %	197 100.0	172 87.3	25 12.7	27	136 100.0	4 2.9	3 2.2	2 1.5	30 22.1	97 71.3	7 5.1	127 93.4	36
家族のまとまりが乱れた	N %	188 100.0	42 22.3	146 77.7	36	36 100.0	10 27.8	1 2.8	2 5.6	10 27.8	13 36.1	11 30.6	23 63.9	6
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N %	187 100.0	54 28.9	133 71.1	37	45 100.0	9 20.0	5 11.1	3 6.7	12 26.7	16 35.6	14 31.1	28 62.3	9
身体の不調をきたした	N %	196 100.0	127 64.8	69 35.2	28	98 100.0	8 8.2	2 2.0	1 1.0	16 16.3	71 72.4	10 10.2	87 88.7	29
生活が苦しくなった	N %	187 100.0	59 31.6	128 68.4	37	48 100.0	7 14.6	4 8.3	2 4.2	8 16.7	27 56.3	11 22.9	35 73.0	11
治療費などで経済的な負担がかかった	N %	189 100.0	98 51.9	91 48.1	35	80 100.0	5 6.3	3 3.8	1 1.3	11 13.8	60 75.0	8 10.1	71 88.8	18
マスコミから取材や報道を受けた	N %	187 100.0	62 33.2	125 66.8	37	51 100.0	14 27.5	3 5.9	3 5.9	8 15.7	23 45.1	17 33.4	31 60.8	11
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N %	187 100.0	68 36.4	119 63.6	37	57 100.0	9 15.8	3 5.3	6 10.5	7 12.3	32 56.1	12 21.1	39 68.4	11
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	203 100.0	195 96.1	8 3.9	21	147 100.0	15 10.2	5 3.4	15 10.2	38 25.9	74 50.3	20 13.6	112 76.2	48
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	192 100.0	124 64.6	68 35.4	32	100 100.0	10 10.0	1 1.0	10 10.0	22 22.0	57 57.0	11 11.0	79 79.0	24
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N %	188 100.0	56 29.8	132 70.2	36	45 100.0	11 24.4	2 4.4	3 6.7	5 11.1	24 53.3	13 28.8	29 64.4	11

(4) 性犯罪被害者

性犯罪被害者の場合、図表2-4に示すとおり、選択項目の出来事を二次的被害と思うと回答した者の割合は、「転居した」及び「職場で配置転換があった」を除くすべての項目で6割以上となっている。

特に、高い項目は、「精神的ショックを受けた」(99.0%)、「身体の不調をきたした」(95.1%)、「治療費などで経済的な負担がかかった」(89.2%)、「仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった」(86.8%)、「生活が苦しくなった」(84.6%)、「近所の人や通行人に変な目で見られた」(80.6%)となっている。

捜査過程に伴うものとしては、「検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(76.5%)、「警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(74.0%、15選択項目中11番目)となっている。

2-4: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (性犯罪被害者)

		事実の有無				事実に対する認識						(再掲)		無回答
		合計	事実があった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない (1)	被害の一部とはあまり思わない (2)	どちらとも言えない (3)	被害の一部であると思う (4)	被害の一部であると思う (5)	被害とは思わない (1)+(2)	被害と思う (4)+(5)	
近所の人や通行人に変な目で見られた	N %	113 100.0	37 32.7	76 67.3	8	31 100.0	2 6.5	0 0.0	4 12.9	9 29.0	16 51.6	2 6.5	25 80.6	6
転居した	N %	112 100.0	27 24.1	85 75.9	9	22 100.0	4 18.2	1 4.5	4 18.2	2 9.1	11 50.0	5 22.7	13 59.1	5
職場で配置転換があった	N %	111 100.0	8 7.2	103 92.8	10	6 100.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3	0 0.0	3 50.0	1 16.7	3 50.0	2
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N %	112 100.0	45 40.2	67 59.8	9	38 100.0	3 7.9	0 0.0	2 5.3	7 18.4	26 68.4	3 7.9	33 86.8	7
精神的ショックを受けた	N %	115 100.0	114 99.1	1 0.9	6	102 100.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	10 9.8	91 89.2	1 1.0	101 99.0	12
家族のまとまりが乱れた	N %	110 100.0	23 20.9	87 79.1	11	21 100.0	0 0.0	1 4.8	4 19.0	8 38.1	8 38.1	1 4.8	16 76.2	2
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N %	112 100.0	32 28.6	80 71.4	9	27 100.0	2 7.4	1 3.7	3 11.1	11 40.7	10 37.0	3 11.1	21 77.7	5
身体の不調をきたした	N %	111 100.0	70 63.1	41 36.9	10	61 100.0	2 3.3	0 0.0	1 1.6	13 21.3	45 73.8	2 3.3	58 95.1	9
生活が苦しくなった	N %	111 100.0	33 29.7	78 70.3	10	26 100.0	3 11.5	1 3.8	0 0.0	3 11.5	19 73.1	4 15.3	22 84.6	7
治療費などで経済的な負担がかかった	N %	111 100.0	40 36.0	71 64.0	10	37 100.0	3 8.1	1 2.7	0 0.0	10 27.0	23 62.2	4 10.8	33 89.2	3
マスコミから取材や報道を受けた	N %	112 100.0	12 10.7	100 89.3	9	10 100.0	3 30.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	5 50.0	4 40.0	6 60.0	2
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N %	112 100.0	50 44.6	62 55.4	9	42 100.0	3 7.1	1 2.4	5 11.9	8 19.0	25 59.5	4 9.5	33 78.5	8
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	113 100.0	111 98.2	2 1.8	8	96 100.0	7 7.3	8 8.3	10 10.4	19 19.8	52 54.2	15 15.6	71 74.0	15
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	113 100.0	76 67.3	37 32.7	8	68 100.0	3 4.4	5 7.4	8 11.8	14 20.6	38 55.9	8 11.8	52 76.5	8
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N %	111 100.0	29 26.1	82 73.9	10	20 100.0	2 10.0	0 0.0	5 25.0	1 5.0	12 60.0	2 10.0	13 65.0	9

(5) 財産犯被害者

財産犯被害者の場合、図表2-5に示すとおり、選択項目の出来事に対し、これを二次的被害と思うと回答した者の割合は、「精神的ショックを受けた」(90.1%)が高くなっているが、総じて、他の調査対象者区分と比べ、低い割合となっている。

そして、「警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった」(61.4%)は、「生活が苦しくなった」(76.4%)、「身体の不調をきたした」(67.4%)の次ぎに高い割合で、15選択項目中4番目であった。

2-5: 事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (財産犯被害者)

		事実の有無					事実に対する認識					(再掲)		
		合計	事実はあった	事実はなかった	無回答		合計	被害の一部とは全く思わない (1)	被害の一部とはあまり思わない (2)	どちらとも言えない (3)	被害の一部であると思う (4)	被害の一部であると非常に強く思う (5)	被害とは思わない (1)+(2)	
近所の人や通行人に変な目で見られた	N %	229 100.0	48 21.0	181 79.0	65	44 100.0	19 43.2	5 11.4	3 6.8	10 22.7	7 15.9	24 54.6	17 38.6	4
転居した	N %	223 100.0	21 9.4	202 90.6	71	20 100.0	16 80.0	2 10.0	0 0.0	0 0.0	2 10.0	18 90.0	2 10.0	1
職場で配置転換があった	N %	218 100.0	19 8.7	199 91.3	76	18 100.0	14 77.8	2 11.1	0 0.0	0 0.0	2 11.1	16 88.9	2 11.1	1
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N %	220 100.0	25 11.4	195 88.6	74	24 100.0	13 54.2	2 8.3	0 0.0	4 16.7	5 20.8	15 62.5	9 37.5	1
精神的ショックを受けた	N %	237 100.0	181 76.4	56 23.6	57	141 100.0	9 6.4	2 1.4	3 2.1	56 39.7	71 50.4	11 7.8	127 90.1	40
家族のまとまりが乱れた	N %	221 100.0	30 13.6	191 86.4	73	24 100.0	12 50.0	2 8.3	0 0.0	6 25.0	4 16.7	14 58.3	10 41.7	6
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N %	222 100.0	27 12.2	195 87.8	72	26 100.0	13 50.0	2 7.7	1 3.8	6 23.1	4 15.4	15 57.7	10 38.5	1
身体の不調をきたした	N %	223 100.0	61 27.4	162 72.6	71	49 100.0	13 26.5	1 2.0	2 4.1	16 32.7	17 34.7	14 28.5	33 67.4	12
生活が苦しくなった	N %	225 100.0	59 26.2	166 73.8	69	51 100.0	10 19.6	2 3.9	0 0.0	12 23.5	27 52.9	12 23.5	39 76.4	8
治療費などで経済的な負担がかかった	N %	223 100.0	29 13.0	194 87.0	71	26 100.0	12 46.2	2 7.7	1 3.8	2 7.7	9 34.6	14 53.9	11 42.3	3
マスコミから取材や報道を受けた	N %	221 100.0	22 10.0	199 90.0	73	20 100.0	12 60.0	2 10.0	1 5.0	4 20.0	1 5.0	14 70.0	5 25.0	2
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N %	224 100.0	29 12.9	195 87.1	70	24 100.0	13 54.2	4 16.7	1 4.2	1 4.2	5 20.8	17 70.9	6 25.0	5
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	239 100.0	183 76.6	56 23.4	55	127 100.0	20 15.7	17 13.4	12 9.4	44 34.6	34 26.8	37 29.1	78 61.4	56
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	227 100.0	44 19.4	183 80.6	67	31 100.0	12 38.7	3 9.7	1 3.2	3 9.7	12 38.7	15 48.4	15 48.4	13
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N %	224 100.0	23 10.3	201 89.7	70	19 100.0	12 63.2	2 10.5	1 5.3	2 10.5	2 10.5	14 73.7	4 21.0	4

3 警察における被害者等への対応に対する評価

(1) 警察の対応に対する総合的な評価

ア 全体的な評価

警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価について図表3-1に示すとおり、警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価については、全体で、「満足」（「まあ満足」と「十分満足」の合計。以下同じ。）34.6%、「ふつう」35.8%、「不満」（「不満」と「やや不満」の合計。以下同じ。）29.7%となっており、「満足」が「不満」を上回っている。

図表3-1: 警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価

	合計	不満	やや不満	ふつう	まあ満足	十分満足	不満	満足	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
全体	793	13.4	16.3	35.8	22.2	12.4	29.7	34.6	59
被害者遺族	204	17.2	13.7	27.5	27.0	14.7	30.9	41.7	9
身体犯被害者	215	14.4	16.3	34.0	23.3	12.1	30.7	35.4	9
性犯罪被害者	116	7.8	19.0	38.8	23.3	11.2	26.8	34.5	5
財産犯被害者	258	12.0	17.1	42.6	17.1	11.2	29.1	28.3	36

イ 具体的な評価（悪かった点）

「満足」が「不満」を上回っているが、警察活動が被害者等に与える二次的被害の観点から考察すると、警察から受けた対応や支援に関して悪かった点の調査結果は図表３－２のとおりである。

(7) 全般的な傾向

警察から受けた対応や支援に関する具体的な項目を挙げ、何らかの点について悪かったと指摘した人は全体の４９．２％であった（４１９名／８５２名）。

悪かった点と実感したこととして、「事件の状況などを話したりすることが苦痛だった」（３４．３％）、「警察の手続で時間を拘束されて生活に支障が生じた」（３３．１％）を挙げた者の割合が相対的に高い。

(イ) 調査対象者区分ごとの傾向

a 被害者遺族

被害者遺族では、悪かった点として実感した者の割合が最も高い項目は、「事件の状況などを話したりすることが苦痛だった」（４８．１％）であり、次いで「警察の手続で時間を拘束されて生活に支障が生じた」（３１．３％）が挙げられている。

b 身体犯被害者

身体犯被害者では、最も高い項目は、「警察の手続で時間を拘束されて生活に支障が生じた」（４２．１％）であり、次いで「事件の状況などを話したりすることが苦痛だった」（３１．６％）が挙げられており、他の項目はすべて２割に満たない。

c 性犯罪被害者

性犯罪被害者では、最も高い項目は、「事件の状況などを話したりすることが苦痛だった」（５８．８％）であり、次いで「警察の手続で時間を拘束されて生活に支障が生じた」（４７．８％）が挙げられている。

d 財産犯被害者

財産犯被害者では、すべての項目が２割を下回っており、最も高い割合を示す「警察の手続で時間を拘束されて生活に支障が生じた」でもその割合は１８．８％である。

図表３－２：警察から受けた対応や支援に対する評価（悪かった点）

	全体		被害者遺族		身体犯被害者		性犯罪被害者		財産犯被害者	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
警察職員の態度や言葉遣いに傷ついた	678	16.5	171	19.3	183	16.9	113	22.1	211	10.9
要望を聞き入れてくれなかった	655	16.5	157	21.0	177	17.5	113	15.0	208	13.0
要望を聞いてくれたが速やかに対応してくれなかった	644	18.3	151	22.5	171	16.4	113	23.9	209	13.9
約束を守ってくれなかった	633	9.0	150	9.3	171	9.9	111	11.7	201	6.5
事件の状況などを話したりすることが苦痛だった	654	34.3	160	48.1	177	31.6	114	58.8	203	11.8
警察の手続きで時間を拘束されて生活に支障が生じた	664	33.1	163	31.3	178	42.1	115	47.8	208	18.8
不正確な情報やプライバシーにかかわる情報をマスコミに流された	659	13.8	165	27.3	177	19.2	114	5.3	203	3.0

(2) 警察における個別施策に対する評価等

ア 被害者等からの事情聴取の際の対応

(7) 事情聴取

本アンケートでは、事情聴取を「警察署や事件の現場、自宅などで、被害の状況や家族関係などについて質問を受け、それに応答すること、あるいは、逆に警察の側から刑事手続などについて説明を受けること」と定義し調査した。

a 全般的な傾向

被害者等が警察の事情聴取に際して感じたことなどについては、図表3-3に示すとおりである。

各項目について「あった」（「少しあった」と「非常にあった」の合計。以下同じ。）と回答した者の割合が最も高かったのは、「事情聴取を行う目的・理由などを説明しながら進めてくれた」（59.7%）であり、次いで「時間的・場所的な負担を感じた」（57.0%）、「自分のペースで話することができるように気がついてくれた」（54.0%）、となっている一方、被害者等に対する精神的負担として「同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた」（49.6%）、「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」（41.4%）との回答結果である。

図表3-3：警察の事情聴取について（全体）

	合計 N	全くな かった (1) %	あまり なかつ た (2) %	どちら ともい えない (3) %	少し あった (4) %	非常 にあっ た (5) %	なかつ た (1)+(2) %	あった (4)+(5) %	無回答 N
時間的・場所的な負担を感じた	744	14.8	20.4	7.8	30.8	26.2	35.2	57.0	58
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	746	16.1	22.7	11.7	25.1	24.5	38.8	49.6	56
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	743	20.7	22.5	15.3	21.5	19.9	43.2	41.4	59
自分のペースで話せるように気がついてくれた	748	9.6	7.8	28.6	32.2	21.8	17.4	54.0	54
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	759	9.0	11.2	20.2	29.4	30.3	20.2	59.7	43

b 調査対象者区分ごとの傾向

(a) 被害者遺族

被害者遺族の場合は、図表3-4に示すとおりである。

被害者遺族において、各項目について「あった」と回答した者の割合が最も高い項目は「事情聴取を行う目的・理由などを説明しながら進めてくれた」（67.1%）であり、次いで「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」（64.0%）、「時間的・場所的な負担

を感じた」(63.4%)となっている。同じことを聞かれる負担を除き、いずれも6割を越えている。

図表3-4:警察の事情聴取について(被害者遺族)

	合計	全くなかった	あまりなかった	どちらともいえない	少しあった	非常にあった	なかった	あった	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
時間的・場所的な負担を感じた	180	10.6	18.3	7.8	35.6	27.8	28.9	63.4	17
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	180	12.8	18.9	15.6	26.7	26.1	31.7	52.8	17
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	181	7.2	11.0	17.7	33.1	30.9	18.2	64.0	16
自分のペースで話せるように気をつけてくれた	180	7.2	6.1	23.9	35.6	27.2	13.3	62.8	17
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	182	7.7	7.1	18.1	30.8	36.3	14.8	67.1	15

(b) 身体犯被害者

身体犯被害者の場合は、図表3-5に示すとおりである。

各項目について「あった」と回答した者の割合が最も高いのは「時間的・場所的な負担を感じた」(67.1%)であり、次いで「事情聴取を行う目的・理由などを説明しながら進めてくれた」(61.1%)、「同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた」(58.9%)、「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」(38.6%)となっている。

図表3-5:警察の事情聴取について(身体犯被害者)

	合計	全くなかった	あまりなかった	どちらともいえない	少しあった	非常にあった	なかった	あった	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
時間的・場所的な負担を感じた	204	9.8	18.1	4.9	33.8	33.3	27.9	67.1	11
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	204	9.8	21.6	9.8	27.5	31.4	31.4	58.9	11
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	202	16.8	27.7	16.8	21.8	16.8	44.5	38.6	13
自分のペースで話せるように気をつけてくれた	200	10.5	8.5	30.5	30.5	20.0	19.0	50.5	15
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	203	10.8	14.3	13.8	29.6	31.5	25.1	61.1	12

(c) 性犯罪被害者

性犯罪被害者の場合は、図表3-6に示すとおりである。

各項目について「あった」と回答した者の割合は、すべての項目で6割を超えている。割合が高い上位2項目は、「時間的・場所的な負担を感じた」（74.1％）、「同じことを繰り返し聞かれるなど、負担を感じた」（73.3％）となっており、どちらも事情聴取に対する負担感を訴えるものとなっている。同様に事情聴取に対する負担感を示す「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」（66.4％）も高い割合を示している。

図表3－6：警察の事情聴取について（性犯罪被害者）

	合計 N	全くな かった (1) %	あま りな かつ た (2) %	どち らと もい えない (3) %	少 し あ つ た (4) %	非 常 に あ つ た (5) %	な か つ た (1)+(2) %	あ つ た (4)+(5) %	無回答 N
時間的・場所的な負担を感じた	116	5.2	11.2	9.5	37.9	36.2	16.4	74.1	4
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担を感じた	116	4.3	11.2	11.2	31.9	41.4	15.5	73.3	4
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	116	7.8	9.5	16.4	27.6	38.8	17.3	66.4	4
自分のペースで話せるように気をつかってくれた	117	2.6	6.0	25.6	35.0	30.8	8.6	65.8	3
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	119	4.2	8.4	20.2	25.2	42.0	12.6	67.2	1

(d) 財産犯被害者

財産犯被害者の場合は、図表3－7に示すとおりである。

各項目について「あった」と回答した者の割合は、すべての項目で5割を下回っている。割合が高い上位2項目は、「事情聴取を行う目的・理由などを説明しながら進めてくれた」（49.8％）、「自分のペースで話すことができるように気をつかってくれた」（45.0％）となっており、また、「ない」と回答した者の割合が高い項目は、「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」（73.0％）、「同じことを繰り返し聞かれるなど、負担を感じた」（61.0％）、「時間的・場所的な負担を感じた」（54.9％）であり、財産犯被害者の場合には負担感を感じない者の割合が他の調査対象者区分に比べて高くなっている。

図表３－７：警察の事情聴取について（財産犯被害者）

	合計 N	全くな かった (1) %	あまり なかつ た (2) %	どちら ともい えない (3) %	少し あった (4) %	非常 にあっ た (5) %	なかつ た (1)+(2) %	あった (4)+(5) %	無回答 N
時間的・場所的な負担を感じた	244	26.6	28.3	9.4	21.3	14.3	54.9	35.6	26
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	246	29.3	31.7	10.6	18.7	9.8	61.0	28.5	24
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	244	40.2	32.8	11.9	9.8	5.3	73.0	15.1	26
自分のペースで話せるように気をつかってくれた	251	13.9	9.2	31.9	29.9	15.1	23.1	45.0	19
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	255	10.6	12.9	26.7	30.2	19.6	23.5	49.8	15

(イ) 事情聴取の場所

被害者等の事情聴取が行われた場所については、図表３－８に示すとおりである。

被害者等の事情聴取が行われた場所は、全体で、「自宅」（３８．０％）、「警察署や警察本部の中にある、窓に鉄格子がついた取調室のような部屋」（３０．１％）、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」（２１．１％）となっている。

調査対象者区分ごとに見た場合、平成１２年の性犯罪被害者において、「警察の車の中」（２０．６％）が平成１０年（２．８％）や平成１１年（９．１％）に比べて急増しているのは、被害者等の心情に配慮しながら現場等で事情聴取を行うための「被害者対策用車両」の活用が背景にあるとも見られる。

また、年を追うごとに、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」の割合が高くなっており、被害者用の事情聴取室の活用が図られてきたことが背景にあると見られる。特に、性犯罪被害者では、平成１０年と平成１２年とを比べた場合の割合が、平成１０年の２５．０％から平成１２年には５０．０％と２倍になっている。

また、財産犯被害者でいずれの年も「自宅」が多いのは、空き巣など被害現場が自宅の場合が多いことによるものと考えられる。

なお、「その他」が身体犯被害者で２９．２％、財産犯被害者で１８．９％と２番目に高い割合を示しているが、具体的に挙げてもらったところ、身体犯被害者では病院、財産犯被害者では事件現場及び職場との回答が多かった。

図表3－8：事情聴取が行われた場所

		合計	警察の 応接室 のよう な感じ の部屋	警察の 鉄格子 がつい た取調 室のよ うな部 屋	警察の 他の警 察官も いる大 きな部 屋の一 角	自宅	警察の 車の中	その他	無回答
		N	%	%	%	%	%	%	N
全体	合計	787	21.1	30.1	14.7	38.0	5.8	18.4	15
	平成10年	180	19.4	35.0	11.7	36.7	5.0	17.8	5
	平成11年	231	20.3	31.6	17.3	40.7	6.9	15.2	2
	平成12年	250	24.0	29.6	14.8	37.2	6.0	19.6	4
	無回答	126	19.0	21.4	14.3	36.5	4.8	23.0	4
被害者遺族	合計	192	31.8	37.5	13.5	41.1	6.8	10.9	5
	平成10年	48	33.3	31.3	12.5	52.1	4.2	14.6	1
	平成11年	67	25.4	38.8	17.9	35.8	9.0	16.4	0
	平成12年	65	35.4	41.5	12.3	40.0	7.7	4.6	4
	無回答	12	41.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0
身体犯被害者	合計	212	18.4	35.8	20.8	17.9	7.1	29.2	3
	平成10年	47	8.5	38.3	17.0	19.1	8.5	34.0	1
	平成11年	59	27.1	33.9	32.2	18.6	10.2	18.6	2
	平成12年	74	18.9	32.4	16.2	17.6	2.7	33.8	0
	無回答	32	15.6	43.8	15.6	15.6	9.4	31.3	0
性犯罪被害者	合計	119	31.1	53.8	13.4	27.7	10.9	10.1	1
	平成10年	36	25.0	66.7	2.8	13.9	2.8	8.3	0
	平成11年	33	15.2	63.6	18.2	36.4	9.1	9.1	0
	平成12年	34	50.0	41.2	8.8	29.4	20.6	17.6	0
	無回答	16	37.5	31.3	37.5	37.5	12.5	0.0	1
財産犯被害者	合計	264	11.0	9.5	11.4	56.4	1.9	18.9	6
	平成10年	49	12.2	12.2	12.2	55.1	4.1	12.2	3
	平成11年	72	12.5	8.3	4.2	65.3	1.4	13.9	0
	平成12年	77	7.8	11.7	18.2	57.1	1.3	19.5	0
	無回答	66	12.1	6.1	10.6	47.0	1.5	28.8	3

(ウ) 事情聴取を行った警察職員の性別

事情聴取を行った警察職員の性別と警察に対する評価の関係については、図表3－9に示す。

女性被害者等においては、男性警察職員から事情聴取を受けた被害者等より、女性警察職員から事情聴取を受けた被害者等のほうが、警察の対応や支援に対して「不満」が少なく、「まあ満足」及び「満足」と回答している者の割合が高くなっている。

図表３－９：事情聴取を行った警察職員の性別と警察に対する評価の関係

		合計 N	警察支援への全体的な評価					無回答 N
被害者等の性別	警察職員の性別		不満 %	やや不満 %	ふつう %	まあ満足 %	十分満足 %	
男性	男性	365	11.5	17.3	35.1	23.8	12.3	27
	女性	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0
	覚えていない・分からない	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0
女性	男性	298	14.4	16.8	35.6	21.1	12.1	7
	女性	40	5.0	15.0	40.0	25.0	15.0	2
	覚えていない・分からない	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0

※ 本調査は、刑法学、被害者学及び精神医学の学者等から成る「犯罪被害実態調査研究会」が、平成１０年から平成１２年の間に被害に遭われた方の実態調査の結果をまとめた「犯罪被害者実態調査報告書」から抜粋したものである。

第3回基本計画検討会における追加留意事項について

次回検討会における確認事項について

[基本法第15条関係]

① 出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示

a 子どもに対する性暴力については、加害者の出所後の情報について捜査機関が追跡することを求める要望があるが、どうか。

(答)

- 1 警察庁が実施した調査によれば、子どもを対象とする暴力的性犯罪は、同種の犯罪の前歴を持つ者により引き起こされる可能性が高いことが判明している。
- 2 このため、警察では、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認に努め、
 - 子どもに対する声かけ・つきまといなどが発生している場合には、行為者の特定に努め、警告を行うなど犯罪に至る前段階での対応に活用する
 - 万一犯罪が発生した場合には、捜査に活用するなどにより被害の拡大防止を図るなどの対策に、本年6月1日から取り組んでいる。

⑤ その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

- 子どもの死の検死の徹底、レビューチーム、調査委員会の立ち上げを求める要望や、警察、医療機関の職員における虐待の知識の向上、専門的チームの組織を求める要望が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、各都道府県警察において検視を担当している者等に対し、警察大学校において、子どもの死亡例に関する教育を行うなど、適切な検視が実施されるよう努めている。
- 2 また、職員に対し、採用時教育、巡回教育等あらゆる機会を活用して、早期に児童虐待等を発見するためのポイント等について指導、教育を行うとともに、児童の保護及び保護者への支援を行う職員に対して、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携の在り方等児童虐待問題に関する専門的な知識・技能向上のための教育を実施している。
- 3 今後とも、職員に対する教育・研修を徹底し、児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるよう指導してまいりたい。

⑤ その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

- 再被害の防止に関しては、多くの要望が寄せられているが、具体的な施策の必要性、相当性を検討する前提として、再被害の実情の如何が問題となる
ところ、再被害の実態をどのように把握しているか。

(答)

- 1 被害者が、加害者から再び生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれ
が認められる場合には、再被害防止要綱等に基づき、各都道府県警察は、
 - 再被害防止対象者に対する防犯指導、警戒措置
 - 加害者に対する動向把握、指導警告等の所要の再被害防止措置を講じている。

- 2 各都道府県警察においては、再被害の実態を十分に把握した上で、これら
の措置を講じているところ、警察庁においても、今後その実態把握に努めて
まいりたい。

[基本法第19条関係]

② 関係職員の対応・施設の改善

- 被害者が二次被害を訴えることのできる苦情相談窓口が必要であるとの要望が寄せられているが、どうか。また、そうした苦情の声を生かした研修を行うべきであるとの要望が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、全国の警察本部に統一の相談専用電話「#9110」を整備したり、警察本部に警察総合相談室を設置しているほか、「性犯罪被害110番」等犯罪被害の態様に応じた相談窓口を開設するなど、被害者等からの各種要望や相談、苦情等に応じている。
- 2 また、平成12年の警察法改正により、都道府県警察職員の職務執行に関し、都道府県公安委員会に対する苦情申出制度が創設されるとともに、これに該当しない都道府県警察本部長、警察署長等に対する苦情についても、これに準じた取扱いがなされている。これらの制度においても、被害者等が苦情を申し立てることが可能となっている。
- 3 このようにして寄せられた被害者等の苦情等については、各都道府県警察の被害者対策担当部門を通じて、苦情等に係る業務の主管部門に伝えられるとともに、業務の改善、職員に対する研修等に反映されているものと考えている。

② 関係職員の対応・施設の改善

- ☐ 同性の捜査官等の配備を求める要望が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、被害者が望む性別の警察官によって対応することが必要であると認識している。特に性犯罪の被害者に対応可能な女性警察官を育成するとともに、その適切な配置を図ることについて努力している。
- 2 このような被害者に対する事情聴取、病院への付添い等のための性犯罪捜査員等として指定されている女性警察官等の数は、平成12年は約3,200名に対して、平成16年では約1.4倍の約4,600名となっている。
- 3 今後とも、女性警察官の育成、適切な配置について、引き続き努力してまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 子どもの被害者・目撃者に対する取調べ、証人尋問等に関し、次のような要望が寄せられている。
 - a 特別のトレーニングを受けた者による司法面接を求める要望、子どもの証人保護のため、安心できる機関（児童相談所）等でのビデオ証言を証拠として採用することを求める要望、警察、検察、医師、心理、家庭裁判所など各専門家が集まって出した結果や判断がどこでも通じて子どもが何度も話をしなくてよい形をとってほしいという要望が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、各都道府県警察において、児童虐待防止対策業務に従事し、その適切な対応について指導する立場にある幹部職員に対し、警察大学校において、児童虐待事案における被害児童からの聴取時の配意事項等について研修を実施している。
- 2 また、被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員には、臨床心理士の資格を持つ職員をあてているところがあるほか、カウンセリングの技法に関する講習の実施、専門課程のある大学院への派遣、部外の専門機関が開設する心理学関係の研修の受講などにより、知識及び技能の向上を図っている。
- 3 今後ともこのような研修を通じて、関係職員が必要な専門技術等を修得することにより、子どもに対する事情聴取が適切かつ効率的に行われるよう努力してまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 子どもの被害者・目撃者に対する取調べ、証人尋問等に関し、次のような要望が寄せられている。
- b 児童虐待の専門の警察官、検察官、弁護士などの育成を求める要望が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、警察官の採用時教育や巡回教育等あらゆる機会を活用して、早期に児童虐待等を発見するためのポイントや児童虐待防止法の内容等について指導、教育を行っている。
- 2 また、児童の保護及び保護者への支援を行う職員に対して、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携の在り方等の児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。
- 3 今後とも、職員に対する教育・研修を徹底し、児童虐待に関する知識・技能の向上に努めてまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 女性についても、思い出すことも苦痛な被害体験を繰り返し話さなければならぬシステムの改善を求める要望が寄せられている。

(答)

- 1 大きな精神的打撃を受けている性犯罪被害者に対しては、不必要な精神的負担を与えないような配慮が極めて重要であると認識している。
このため、被害者の要望等を踏まえ、
 - ・ 事情聴取等に当たる担当者に可能な限り女性警察官を当てる
 - ・ 事件発生直後から、被害者支援要員を付き添わせ、被害者からの相談等様々なニーズに対応する
 - ・ 早期にカウンセリング等を実施、若しくは委嘱するなどの措置を講じているところ。
- 2 また、刑事部門の捜査員、担当者に対しては、性犯罪被害者への対応等について、専門的な研修等を実施し、事情聴取等においても、現場における重複聴取を避けるなど、被害者の心情に配慮して行うよう指導しているところ。
今後とも、事情聴取時を含めた捜査過程における被害者の精神的負担が可能な限り軽減されるよう努力してまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 性暴力被害者、ストーカー被害者等について、警察への相談、告訴、事情聴取等の際に付添いを求める要望があるが、どうか。

(答)

付添人立会いの上、事情聴取を行った場合、

- 付添人が同席することによって、被害者が付添人の存在を気にして、真実を供述しにくかったり、それまでの供述が後退するおそれ
- 付添人と被害者が利害関係にあったり、付添人と被疑者に何らかの関係があるなど、付添人による誘導・威迫、供述内容等の捜査情報の漏洩のおそれ

があり得ることから、性犯罪等の被害者の事情聴取に当たり、被害者から付添人の立会いを要望された場合は、個々のケースに応じて、そのような支障の有無、関係者のプライバシーの保護等について考慮した上、付添人の立会いの可否を判断している。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 証拠品の取扱いについて、最終的な処分方法を被害者に確認することを求める要望と、興味本位の扱い、ずさんな管理を批判する意見が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 被害者から証拠品の提出を受ける際には、検察庁への送致、用済み後の還付・仮還付、鑑定による消費など、処分方法を説明して、理解を得るよう努めている。
- 2 犯罪捜査の過程で押収した証拠物件は、犯罪の立証のために必要な資料であるので、興味本位の扱いやずさんな管理といったことのないよう、常々指導しているところである。
- 3 証拠品の管理については、ご指摘のような扱いがないよう、さらに指導を徹底するとともに、今後とも、その適正な管理に努めてまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 警察のカウンセリング体制の整備では、部外の精神科医や臨床心理士に委嘱しているとあるが、職種に限定するのではなく「被害者支援に精通した者」としていただきたいとする意見が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 警察では、殺人、傷害、強姦等の身体犯や、ひき逃げ、交通死亡事故等の事案が発生した際は、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者への付添い、相談対応、各種の情報提供など被害発生直後における支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入している。
- 2 他方、被害者のニーズは、生活上の支援を始め、医療や裁判に関すること等極めて多岐にわたることから、全ての都道府県及び警察署単位に、警察のほか、地方検察庁、知事部局や弁護士会、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関、民間被害者支援団体等で構成する「被害者支援連絡協議会」を設立し、各専門分野において迅速・適切な被害者支援が実施されるようなネットワーク作りにも努めている。
- 3 また、近年では、各都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体を始め、民間の被害者支援団体において、相談対応にとどまらず、様々な生活上の支援を実施するところが増えつつあるところ。
- 4 被害者支援要員は、このような警察のみでは対応できない様々な被害者のニーズについても、被害者の要望を踏まえ、「被害者支援連絡協議会」等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラーや、弁護士会、関係機関、早期援助団体等の紹介、引継ぎ等を実施している。
- 5 被害者支援要員の役割の重要性にかんがみ、被害者支援に関して必要となる知識等を幅広く修得させるべく、今後とも、研修等の充実に努めてまいりたい。

② 関係職員の対応・施設の改善

- 警察、検察、裁判所等に被害者専任支援員を常駐させる制度の整備を求める意見が寄せられているが、どうか。

(答)

- 1 平成17年4月1日現在、全ての都道府県警察本部において、被害者支援室等の被害者支援を専門に行う部署が設置されており、506名（内専従員229名）が被害者支援に従事している。
- 2 また、同じく4月1日現在で、全国1,246の警察署中、1,117署で被害者対策係が設置されており、1,645名（内専従員515名）が被害者支援に従事している。被害者対策係が設置されていない警察署においても、警務係を中心として被害者支援にあたっているものと承知している。
- 3 今後とも、可能な限り、必要な体制の整備に努めてまいりたい。

有識者構成員から新たに提出いただいた御意見について

[基本法第14条関係]

③ 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービスの充実

(I) 各都道府県に性暴力被害を受けた子どもの受診できる警察と連携のある婦人科の整備。

(答)

警察では、性犯罪の事件捜査において、被害者に対する事情聴取、診断・治療、証拠物の採取等の捜査過程における被害者の精神的負担を軽減するとともに、適正な捜査を推進することを目的として、産婦人科医師会等とのネットワークの構築を図り、全ての都道府県においてこのようなネットワークを構築している。

[基本法第15条関係]

⑤ その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

- (7) 子どもの虐待死亡の検証の義務付け
- (1) 検死における被害の見逃しがないよう研修を行うこと

(答)

- 1 警察では、死体取扱いの専門担当官を各都道府県警察に設置し、犯罪に起因すると思料される死体を認知した場合には、刑事訴訟法に則り、検視や司法解剖等の検視業務を行っている。

- 2 これら専門担当官に対しては、警察大学校等において、警部補以上の警察官に対して検視業務に必要な知識・技能について、大学教授等による講義や、大学の法医学教室及び東京都監察医務院における実務研修等の教育を行っている。

- 3 また、警察署においても、上記の専門担当官が検視業務に携わる警察官に対して、機会あるごとに教育を実施するなどして、現場における検視業務従事者の知識・技能等の向上に努めている。